

1 契約が取り消される？

契約は、原則、当事者間の合意により成立します。契約成立後に契約が取り消されたり、無効になったりする場合は限られています。その例外的な場合の一つとして、契約の相手方に成年後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」といいます。）が選任されていた場合が挙げられます。契約の相手方に後見人等が選任されていた場合、成立した契約が取り消される可能性があるということです。なぜ、後見人等が選任されていた場合、契約が取り消されることがあるのでしょうか。今回は、成年後見制度についてお話しします。

2 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障害等により、判断能力が低下し、財産を管理することや契約の内容を理解することが困難となった場合に利用する制度です。医師より、判断能力が低下していると診断された場合、家庭裁判所に申立てをすることにより、裁判所が後見人等を選任します。判断能力の低下の程度は様々なため、低下の程度により、後見人が選任されるか、保佐人か補助人かは変わってきます。

判断能力が低下している方は、契約の内容を十分に理解できずに、自分にとって不利益な契約を結んでしまうおそれがあります。そのような場合に、後で契約を取り消すことができるようにしておくのが後見制度を利用するメリットの一つです。後見人等が選任されていた場合、契約成立後に契約が取り消されるおそれがある理由はここにあります。

また、後見人（保佐人・補助人の場合は、裁判所によって代理権が付与された場合）は、判断能力が低下している方に代わって、契約を締結することができます。例えば、判断能力が低下した方（本人）が、施設に入所したくなった場合、本人だけでは契約の内容を理解できずに、契約締結が困難であったとしても、後見人等が代わりに契約することにより、施設入所が可能となります。施設入所後の、利用料の支払いも、後見人等が本人に代わって行うことができます。

なお、保佐人及び補助人の場合、取り消したり、代理したりできる行為の範囲は、裁判所の決定により異なります。

3 申立てできるのは誰か？

裁判所に後見人等選任の申立てができる人は民法で定まっております。本人・配偶者・四親等内の親族等に限定されています。もともと、本人の判断能力の低下の程度によっては、本人が申立ての意味を理解することができず、本人による申立てが難しい場合があります。なお、一度申立てをすると、裁判所の許可なく取り下げることができませんので、この点も注意が必要です。

4 後見人等には誰が選任されるのか？

後見人等に誰がなるかは、裁判所が決定します。申立ての段階で、申立人が、後見人等候補者を記載することはできますが、記載した候補者が必ず選任されるわけではありません。本人の財産の状況、代理や取消しが必要とされる法律行為の内容等、様々な事情を考慮し、裁判所が選任します。後見人等には、親族のほかに、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門家が選任されることもあります。

5 後見人等の費用は？

後見人等が選任された場合、後見人等に支払う費用（報酬）が発生します。報酬の額は、裁判所が決定し、原則本人の財産から支出します。

6 自分で後見人等を決めたい場合は？

先ほど、後見人等に誰がなるかは裁

判所が決めるとお話ししました。

もともと、後見人等をお願いしたい方がいる場合、その方と、あらかじめ、自分の判断能力が低下した際に後見人の業務を委任する契約を締結する方法があります。このような契約を任意後見契約といいます。任意後見契約は、十分な判断能力を有する時点で、公正証書により締結する必要があります。

7 最後に

成年後見制度等について知りたいというご相談も、お受けしておりますので、お気軽にご相談ください。

（本稿担当 中江詩織）



弁護士法人あすか 東広島事務所

〒739-10025

東広島市西条中央7丁目三番三五号

東広島商工会議所会館3階

☎49317100 ☎49317101

弁護士 福田浩・今田健太郎・上梶裕章・谷脇裕子

加藤之拓・鈴木謙治・中岡正薫・中江詩織

丸亀日出和・大橋真人・小松真優